

議案第148号

大阪市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例案

大阪市食品衛生法施行条例（平成12年大阪市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、同項各号に規定する営業を営む者が行う当該営業に係る営業許可の更新の申請に対する<u>審査</u>については、1件につき、それぞれ当該各号に定める額の10分の8に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の手数料をその申請をする者から徴収する。</p>	<p>(手数料)</p> <p>第9条 [同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、同項各号に規定する営業を営む者が行う当該営業に係る営業許可の更新の申請に対する<u>審査又は同項各号に規定する営業を営む者から当該営業を譲り受けた者が行う当該営業に係る営業許可の申請（省令第67条第1項ただし書の規定により同項第5号に掲げる事項の記載を省略することができるものに限る。）に対する審査</u>については、1件につき、それぞれ当該各号に定める額の10分の8に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の手数料をその申請をする者から徴収する。</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。
- 2 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）附則第4条第1項に規定する者が行う申請に対する審査に係る手数料については、この条例による改正後の大阪市食品衛生法施行条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和5年9月15日提出

説 明

食品衛生法の一部改正に伴い、営業を譲り受けた者が行う営業許可の申請に対する審査に係る手数料の特例を廃止するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。